

●香川県告示第357号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年7月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
三豊市詫間町箱字北郷858番4、858番5
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
三豊市詫間町箱字北郷858番6、858番7
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 道路用地とするため